

魚沼市合理化事業計画及び事業再編計画に関する協定書

魚沼市長 大平悦子（以下「甲」という。）と一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理業者 株式会社アロンクリーン 代表取締役 大桃政春（以下「乙」という。）は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき甲の策定した魚沼市合理化事業計画と乙の策定した事業再編計画の実施に関する事項について協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、年々減少傾向をたどっているし尿等要処理量が収集運搬業務を経営基盤とする乙に大きな影響を及ぼしていることから、甲が乙に対する支援措置等により、将来にわたり一般廃棄物処理業務の安定を保持するとともに、今後もし尿等の適正処理が継続的に実施されることを目的とする。

（甲の支援措置等）

第2条 甲の支援措置等は、乙が事業再編を図る場合において、甲が委託することができる業務を魚沼市合理化事業計画に基づき支援するものとする。また、事業の再編が円滑に行われるよう業務に必要な技術の取得のための情報提供等を行うものとする。

（乙の事業再編計画）

第3条 乙の事業再編計画は、合理化により業務改善を目的として、円滑な業務運営により安定経営を図るものとする。

（協議事項）

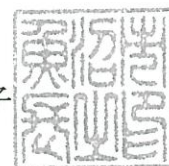
第4条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 魚沼市小出島130番地1

魚沼市長 大平 悦子



乙 魚沼市堀之内279番地
株式会社 アロンクリーン

代表取締役 大桃 政春

